

## 普通河川兩山川災害復旧事業に係る検証委員会設置要綱

(目的)

第1条 町が実施した普通河川兩山川災害復旧事業（以下「災害復旧事業」という。）に係る町の内部（一次）検証結果を基に、専門的技術知見を有する者による外部（二次）検証（以下「検証」という。）を行い、今後の同種事業における技術向上及び事務改善等に資するため、普通河川兩山川災害復旧事業検証委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

(1) 災害復旧事業における工法や発生事象に対する対応等、技術的観点に係る町の内部検証結果を基に、専門的見地での更なる検証を行い町長に提言する。

(2) 災害復旧事業における発注や組織体制など町の内部検証結果を基に、意見交換を行い町長に助言する。

(3) その他、災害復旧事業について町長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員3名で組織する。

2 委員は地質、土木工学等について技術的、専門的知見を有する学識経験者等及びその他、町長が適当と認める者のうちから町長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から災害復旧事業に係る検証が完了する日までとする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、委員のうちから町長が指名して定める。

3 委員長は、委員会の会務を総括し、委員会を代表する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が召集し、委員長が議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明または意見を聴き、または資料の提出を求めることができる。

3 委員会の会議は、委員全員が出席しなければ開くことができない。

4 委員会の議事は、出席委員の過半数で決する。

5 委員会の会議は、原則として公開とする。ただし、委員会において公開が適当でないと認めるときは、この限りではない。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、都市整備部水とみどり課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し、必要な事項は別に定める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、災害復旧事業に係る検証が完了する日に限り、その効力を失う。